

企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等に対する意見

2023年8月4日

西日本旅客鉄道株式会社

◎質問5（リースの定義及びリースの識別に関する質問） に対して

●意見

当社が（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構から貸付けを受けている整備新幹線に係る鉄道施設の使用対価については、リースの識別に関する定めにおいて、適用対象外として取り扱う旨の細則をご検討頂きたい。

●理由

①一般的な経済合理性に基づくリース取引とは性質が異なるものであること

整備新幹線に係る鉄道施設は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、経済発展や地域振興を目的として、国や沿線自治体の要望等も踏まえつつ社会政策的に投資決定・整備されているものであり、その建設費負担は、開業後の需要予測に基づき当社の受益の範囲で貸付料（30年間定額）を決定し、それを差し引いた残りの金額の2/3に国費を充て、1/3を地方負担（沿線自治体の負担）とするスキームとなっている。

したがって、整備新幹線に係る鉄道施設の使用対価の支払いは、外形的にはリースのような形式を備えてはいるものの、その経済的実体は、サプライヤーが経済合理性に基づき利息収入等の経済的利益を得ることを目的として契約する一般的なリース取引とは性質を全く異にするものである。

②資産の使用を支配する権利が当社へ移転しているとは言えないこと

ダイヤなど鉄道施設の運用方法は、国及び自治体からの規制や要請も考慮の上、決められる。つまり、貸付けを受けている資産の使用を指図する権利や資産を稼働する権利は必ずしも当社のみにも帰属するものではなく、判定要素のうち「資産の使用を支配する権利が移転していること」には該当しないものとする。